

## 1 趣旨

丸森町は、宮城県の最南端に位置し、福島県に突出した地域で阿武隈山地を分断した形で阿武隈川が町の北部を南西から北東にかけて貫流している。

地勢は、阿武隈川及びその支流の雉子尾川並びに内川の流域が平坦地となっているほかは、町域の70%が林野であり、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、過疎化・高齢化による担い手不足により耕作放棄地が増加することにより、国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されている。

このため、本町では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金制度（以下、「交付金制度」という。）を令和11年度まで実施するものとする。

当該交付金制度により、適正な農業生産活動が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、交付金制度の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源の涵養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金制度を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間の連携、中山間地域等直接支払交付金（以下、「交付金」という。）の使用法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標についての丸森町基本方針を定める。

## 2 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金制度の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金制度の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に丸森町対象農用地の基準に該当する地図を添付)

#### ア 対象地域

町内全域（過疎地域自立促進特別措置法）

耕野村・大張村・筆甫村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

丸森町・大内村・筆甫村（山村振興法）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主

傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金制度の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 町長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地「勾配が、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地」
    - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
    - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合  
緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑(草地含む。)10%以上)
    - (c) 町独自基準  
急傾斜と緩傾斜が連担している一団の農用地面積の合計が、1ha 以上の場合
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

## (2) その他留意すべき事項

- ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。
  - (ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
  - (イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和 11 年度までに既耕作放棄地を復旧することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。
  - (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。
- イ 現に自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。  
また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
- ウ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- エ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- オ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作

意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

### 3 集落協定の共通事項

#### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

##### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

##### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

#### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

#### (3) 集落マスタープラン

##### ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた6～10年後の目標を明確に記載することとする。

##### イ 具体的活動計画

アにより定めた日標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

#### (4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

・(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、「運用通知」という。）第7の1のオの「ネットワーク化活動計画」を作成する。

なお、提出する時期については、令和11年度までとする。

#### (5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

##### ア 棚田地域振興活動加算

集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には

当該変更年度) から令和 11 年度までの間に、運用通知第 8 の 2 ( 2 ) に定める棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算する。

イ 超急傾斜農地保全管理加算

集落協定の活動において、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度) から令和 11 年度までの間に、運用通知第 8 の 3 ( 2 ) に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地(以下「超急傾斜農地」という。)の保全等の取組を行う場合に加算する。

ウ ネットワーク化加算

集落協定の活動において、協定農用地の合計面積が 20ha 以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化(複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。)を行う集落協定、新たに他の集落協定と一つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が 20ha 以上となる集落協定又は同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに 1 組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2 組織以上(新たに参画する組織も含む。)の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定において、協定認定年度(途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度) から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に加算する。

エ スマート農業加算

集落協定の活動において、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度) から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に加算する。

オ 集落機能強化加算の経過措置

改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領第 6 の 3 の ( 2 ) のイの (エ) の集落機能強化加算の適用を受けた集落協定のうち、1 組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の 10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の活動において、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度) から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に加算する。

(6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。

(7) 町の基本方針に盛り込む事項

特になし。

(8) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、町は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等交付金制度の実施状況を公表する。

(9) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

#### (10) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

#### (11) ネットワーク化活動計画

ネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向けて、協定参加者で話し合いを重ね、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために集落の実情に応じて任意に作成する。

### 4 個別協定の共通事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）第4の2の（1）から（6）までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、認定新規就農者、これに準ずる者として町長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について次のアからカまでの事項を規定する（ただし、力については加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名（出し手）
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 本町の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び宮城県にあっては3ha以上の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの農業所得が宮城県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第6の2の（1）のアの（ウ）で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の（2）のアの単価（以下「通常単価」という。）の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、運用通知第7の2の（4）に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として令和11年度までに利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方の面積以上増加する場合

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

## 5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの農業所得が宮城県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金制度の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、交付金制度の対象とする。

## 6 集落相互間等の連携

本町は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、本町は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該限界集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等にに応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

## 7 交付金の使用方法

丸森町の交付金の使用方法については、次のとおり本町のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

### (1) 集落協定の場合

ア 町は、交付金の額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね5/10以上（多面的機能支払交付金を受けて活動する場合は3/10以上）7/10以下が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制

整備に向けた活動に資することが望ましい。

ただし、集落営農組織の構成員が参加者の半数以上を占める集落協定については、地域の実情に応じて、町が認める場合に限り、共同活動に使用する割合を変更することができる。

- (ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費
- (イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費
- (ウ) 水路・農道等の維持管理費
- (エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費
- (オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費
- (カ) 加算措置適用の為に取り組むべき活動に要する経費
- (キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費
- (ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）
- (ケ) 鳥獣害防止対策に要する経費
- (コ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

## (2) 個別協定の場合

町は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

## 8 交付金の返還等

### (1) 交付金の返還

#### ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、当該農用地について協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は、3の(5)のウ「ネットワーク化加算」に取組む集落協定において、3の(11)「ネットワーク化活動計画」を作成し、運用通知第7の4の(3)の町長による認定を受けた場合又は同(5)の②の協定の変更の届出を行った場合（以下、これらの集落協定を「広域集落協定」という。）は、集落戦略を含む集落協定の認定又は届出以降、協定に違反した場合の交付金の返還の取扱いは運用通知第9の1の(1)の措置を講じることとする。

このような事態を防止するため、町や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あっせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であって、町長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求め

る。

イ マスタープランに定めた取組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には当該年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が令和 11 年度までに行われなかった場合は交付金額に 0.2 を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、令和 11 年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

(ア) 3の(5)のア「棚田地域振興活動加算」により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(イ) 3の(5)のイ「超急傾斜農地保全管理加算」により集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(ウ) 3の(2)のウ「ネットワーク化加算」により集落協定に定めた取組において、人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が行われなかった場合は、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(エ) 3の(2)のエ「スマート農業加算」により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(オ) 3の(2)のオ「集落機能強化加算の経過措置」により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

オ 令和9年度末までに運用通知第7の4の(3)に基づき町長の認定を受けた集落協定において、令和10年度以降に3の(11)の「ネットワーク化活動計画」を作成した場合及び令和10年度以降に第7の4の(3)に基づき町長の認定を受けた集落協定において、認定後に同「ネットワーク化活動計画」を作成した場合は、運用通知第9の1の(1)のイ、オのそれぞれ後段ただし書の規定は適用しない。

カ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する地域別農業振興計画が策定され、当町が対象地域となった場合、当町における広域集落協定に対しては、オの規定は適用しない。

## (2) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての交付金の返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地について当該年度以降の交付金の支払いは行わない。

また、運用通知第7の1の(3)のオ「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む集落協定は、次のアに該当する場合、運用通知第9の1の(4)のウの措置を講じることとする。

ア 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由に

より農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業（土地収用法第 3 条）の要請により任意に売渡若しくは使用させた場合

エ 農地の転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合等であって、次に掲げる場合

(ア) 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合（農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。）

(イ) 自己施工により農道又は水路に転用した場合

(ウ) 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用（当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。）される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

(エ) 運用通知第 4 の 1 の(2)のイ、又は第 4 の 3 の(2)により農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経て転用した場合。この場合は、令和 11 年度まで交付金の交付対象とする。

※ アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに町、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

## 9 町における生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

本町は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と 5 年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(1) 生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受託を推進する。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

ウ 農地の連担化・交換分合等により生産性向上を図る。

エ 高付加価値型農業の推進を図る。

(2) 担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

イ 認定農業者の育成を図る。

ウ 利用権設定による担い手への農地の面的集積を図る。

エ 酪農ヘルパーの集団的活用を図る。

(3) 生活環境の整備等に関する目標

ア 農道、集落用排水等の生活環境の整備を図る。

イ 集落コミュニティの自律・育成を図る。

(4) その他地域の実情を踏まえた目標

ア 高齢化に対応した高齢者活動の支援等の推進を図る。

## 10 実施状況の公表及び評価

町長は、中間年評価として、令和 10 年 8 月末までに集落協定で規定した農業生産活動等とし

て取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、町長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

## 11 その他必要な事項

特になし。